## 適時開示に係る宣誓書

平成20年4月1日

株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 斉藤 惇 殿

本店所在地 東京都中央区新川二丁(国文 名番 2) 京市 (国) プラリュー (国) フラリュー (国) フラリュー (国) フラリュー (国) フラリュー (国) フラリュー (国) ファー・ (国

氏名(署名) 汉 頭 放 明 [語]

三井住友海上グループホールディングス株式会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

# 適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成20年4月1日

<u>会社名 三井住友海上グループホールディングス株式会社</u> (コード番号 8725 東証第1部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

### 1. 基本的な姿勢

当社においては、情報開示に係るコンプライアンスの観点及び企業の社会的責任を果たすうえで、迅速、正確かつ公平に会社情報を開示することが不可欠であると認識しております。この認識のもと、開示書類の適時かつ適正な作成のために構築すべき統制や、この統制の有効性を評価する手続、開示書類の適正性を確認する手続等、情報開示の統制及び手続に関する社内規程を制定しています。

#### 2. 社内の統制

#### (1) 情報開示委員会

取締役会の決議により、情報開示委員会を設置しています。情報開示委員会は、企画 部門・経理部門その他情報開示に関連する各部門を担当する役員及び部長並びに社外 取締役により構成し、情報開示に関する審議や開示情報の適正性の検証等を行ってい ます。

#### (2) 情報開示に関する統制及び手続

上記1. の社内規程に基づいて、以下の各部門がそれぞれの役割を果たすとともに、 部門内の統制の有効性や手続の適切性について定期的に検証しています。

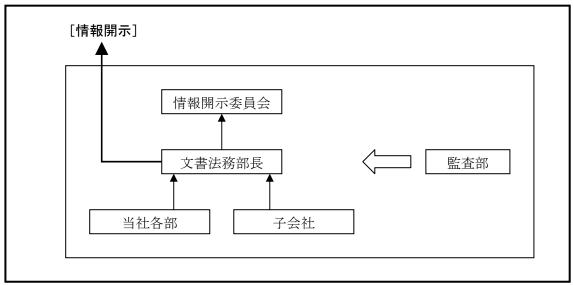
- ① 当社各部及び子会社は、取締役会・グループ経営会議への付議事項、担当役員への報告事項等につき、証券取引所が定める適時開示項目に該当するか否かを判断します。
- ② 上記①において、適時開示項目に該当すると判断した場合は、当社各部及び子会社は、その内容を文書法務部長に報告します。

- ③ 文書法務部長は、上記②の報告を受けたときは、適時開示の要否の最終判断を行い、 適時開示項目に該当する場合は、所定の手続により、情報開示を行います。
- ④ 情報開示委員会は、適時開示を行う内容について報告を受け、その適正性を検証します。なお、必要に応じ、情報開示委員会において、事前に協議を行います。

### (3) 情報開示に関する統制の監査

監査部は、定期的に、業務遂行状況、内部管理体制及び経営管理体制に関する内部監査を実施し、監査結果を取締役会に報告します。

## 【情報開示に関する社内体制図】



以 上